

研究開発システムWGの検討項目に関する制度改革事項(現行制度の下での運用では対応できない事項)
と運用改善事項(現行制度の下での運用により対応できる事項)

1. 現行制度の下での運用では対応できない事項

事項	根拠 (現状)
【独立行政法人等に関する事項】	
運営費交付金の削減	<p>○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 第15条</p> <p>○各法人の中期計画(各法人の中期計画において、削減を前提とする運営費交付金算定ルールが統一的に記載されている)</p> <p>※中期目標及び中期計画は、独立行政法人通則法第67条に記載されている財務省協議事項</p>
人件費一律削減	<p>○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 第53条 (但し、政令により沖縄科学技術研究基盤整備機構については適用除外)</p> <p>○内閣官房、総務省、財務省の3省文書</p> <p>○各法人の中期目標・中期計画(計画策定の際に財務省と個別協議)</p> <p>・競争的資金による任期付雇用は除外済み(平成18年2月3省庁文書)</p> <p>・民間からの資金(共同研究・受託研究)による任期付雇用も除外規定。</p> <p>・「国から委託費等」で雇用される任期付研究者並びに運営費交付金で雇用される任期付研究者のうち戦略重点科学技術に従事する研究者及び若手研究者は除外(研究開発力強化法)</p>
中期目標の期間設定	<p>○独立行政法人通則法 第29条 (中期目標期間を3年以上5年以下と規定)</p>
外部資金の獲得に向けた税制優遇	<p>○法人税法(法人寄付)、所得税法(個人寄付)</p> <p>・独立行政法人に対し、寄付を行った企業や個人に対する優遇措置は、特定公益増進法人に対する寄付金としての位置付け。また、国立大学法人に対し、寄付を行った企業や個人に対する優遇措置は、指定寄付金として位置付けられている。</p>
業務の見直し、統廃合	<p>○独立行政法人通則法第35条 (中期目標期間終了時に、その法人の業務の継続性を問う評価を行うことを前提とした制度設計となっている。)</p>
【評価に関する事項】	
独法評価委員会委員への外国人の登用	<p>・公務員に関する「当然の法理」として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解されている。</p>

事項	根拠 (現状)
【研究費の使用等に関する事項】	
国の委託費で購入した設備の帰属	<p>○財政法第9条、物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律第2条（国の委託費で購入した装置等については、国有施設、装置となるため、委託終了後の受託者による当該機器の使用に制限がかかる。）</p> <p>【参考】国からの委託に係る特許・著作権に係る委託先のへの無償譲渡については、産業技術力強化法（日本版バイドール）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律でそれぞれ措置済。</p>
【人財の活用等に関する事項】	
移動者に不利益を生じさせない新たな年金制度の構築	○厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法
有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和	<p>○育児休業、介護休業法第5条（3年程度の任期付任用の研究者にその取得は困難）</p> <p>○「改正雇用保険法及び関係省令の施行等に伴う雇用保険業務の運営について」（厚生労働省職業安定局長通知）（3年程度の任期付任用の研究者が育児休業給付を取得することは困難）</p>
研究者の永住許可要件の緩和	○出入国管理及び難民認定法第22条 他（外国人研究者の永住許可を弾力的に行うことについては、平成15年4月から特定事業等に係る外国人の永住許可弾力事業として構造改革特別区域計画の認定を行っており、平成18年4月から外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業として地域再生計画の認定を行っている。一方で、措置の全国展開はまだ行われていない。）

2. 現行制度の下での運用により対応できる事項

事項	現状
【独立行政法人等に関する事項】	
一般管理費の削減	・中期目標の「業務運営の効率化に関する事項」において、一般管理費の削減目標が統一的に書かれている。
地方公共団体からの支出の制限	・国立大学法人及び独立行政法人が、地方公共団体の要請に基づき地域産業の振興等のために行う「科学技術に関する研究もしくは開発又はその成果の普及」に係るものについては、総務大臣への協議・同意があれば、国立大学法人及び独立行政法人に対し支出可能であるが(地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条)、現状では協議・審査に時間がかかる。
ラスパイレス指数の公表	現在、独立行政法人においては、毎年ラスパイレス指数(国家公務員の給与水準を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の給与水準)を公表する必要がある。
外部資金導入の促進	・中期計画(策定の際に財務省と個別協議)により、自己収入(特許料収入、寄附金等)を増加させると運営費交付金が減額。
次期中期目標期間への繰越	・各法人の個別法によって中期目標期間終了時に所有している積立金は原則国庫納付が位置づけられており、積立金の次期中期目標期間の業務への充当の承認の際に財務大臣に協議が必要。
複数年契約を容易にさせる仕組み	・独立行政法人制度において、運営費交付金は、渡し切りの予算給付との位置付け (国家基幹技術などの大規模なプロジェクトを遂行するに当たり、長期の契約が必要になる場合、運営費交付金では、複数年度に跨る計画が困難)
経営努力認定	・独立行政法人通則法により、主務大臣が目的積立金の認定の際に財務大臣に協議が必要。
【研究開発マネジメントの強化】	
研究支援体制の構築	・国立大学法人等・独立行政法人においては、東京工業大学の研究支援センター、物質・材料研究機構の共用基盤部門(ステーション)、産業技術総合研究所のテクニカルセンターのように、研究支援者を一括して集中的に管理し横断的に活用されている。 ・特に、物材機構の共用基盤部門では、研究支援職種者に対して新たな本給表を作り、研究職と別の昇格基準を設け、最終的に「ステーション長」まで昇任できるというキャリアの道が明確化されている。
【研究費の使用等に関する事項】	
競争的資金制度における繰越明許費の活用促進及び周知徹底	・科学研究費補助金においては、研究費の年度間繰越について事例を追加し適切な活用が図られるよう取り扱いの明確化を図る通知を发出した結果、申請数が平成18年度から平成19年度と激増した。 ・一方で、制度数から見た場合、繰越明許費制度は平成19年度全37制度中27制度について全く活用されていない。
研究費の交付時期の早期化等	・平成19年度における継続課題については、約85%の競争的資金制度において、年度開始当初に交付が行われている。また、厚生労働科学研究費補助金の新規課題については、平成19年度において全28事業中6事業の配分機能を4機関に移管(FA化)する試行を実施したことにより、平成19年度では交付時期4月～6月が87%となった。

事項	現状
【人財の活用等に関する事項】	
研究人財の流動性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人等の間では、退職金通算を可能とする規定を設けている。 ・一方で、独法の研究者が他の独法や国立大学法人等に異動する場合、勤続する場合と比べて生涯に受け取る退職金の額や条件が不利になる場合がある。
退職金前払い制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・税制上の取扱い、人件費削減、給与制度の変更等に伴う職員との調整により導入状況は概して低調。
次世代育成支援対策推進法による子育て育成支援に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法に基づき、職員300人超(平成23年度以降は100人超)の国立大学法人等・独立行政法人及び企業において、子育て育成支援に関する行動計画の公表をしている。
研究者の在留期間を5年とする運用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省令に基づき指定された公私の機関において研究等を行う研究者の在留期間の上限を5年とする改正入管法が成立(平成18年)。
研究者の在留資格に係る手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年7月に成立した改正入管法に盛り込まれた新しい在留管理制度の導入とあわせて、在留外国人の負担軽減の観点から、在留期間更新や在留資格変更等の諸申請の際の提出書類の省略、手続の更なる簡素化などの取組みを推進することとしている。
学位取得者の就職活動のための滞在期間の一層の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な成績を修め、修士や博士等の高度な学位を日本で取得した留学生について、大学等を卒業後に就職活動を行う場合における滞在期間については最長180日間としていたところ、平成21年度から最長1年間に延長する取扱いとした。
研究者への数次有効短期滞在査証の発給	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省HPによれば短期滞在数次査証の申請人の条件として、大学の講師(常勤)以上の職にあるものは明文化されているが、ポスドク等の若手研究者についての取扱いは明らかでない。 ・APECビジネス・トラベル・カード(ABTC)交付対象者の拡大については、引き続き検討中。